

財産目録
平成31年03月31日現在

法人:社会福祉法人 清川村社会福祉協議会
事業:法人全体

貸借対照表科目		場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
(単位:円)							
I 資産の部							
1 流動資産							
現金預金							2,900,946
預貯金							0
普通預金(No.1669702)		厚木市農業協同組合清川支所ほか		運転資金として			2,900,946
普通預金(No.2915575)		厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			1,398,501
普通預金(No.2592473)		厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			1,701
普通預金(No.1206927)		厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			4,617
普通預金(No.6507295)		厚木市農業協同組合清川支所		運転資金として			472,554
普通預金(No.00240-3-6242)		煤ヶ谷郵便局		運転資金として			768,528
普通預金(No.1385093)		みずほ銀行厚木支店		運転資金として			183,633
事業未収金		地域密着型通所介護事業等		地域密着型通所介護事業等			71,412
立替金				雇用保険料本人負担分			9,005,756
前払金				労働保険料			62,003
							21,680
		流動資産合計					11,990,385
2 固定資産							
(1) 基本財産							
定期預金		厚木市農業協同組合		基本財産			1,000,000
		基本財産合計					1,000,000
(2) その他の固定資産							
車輜運搬具		ワゴンR 他		利用者送迎、事務用など	5,712,886	5,562,655	150,231
器具及び備品		パソコン一式 他		事業運営用器具として	2,692,280	2,588,669	103,611
長期貸付金							0
退職手当積立基金預け金		全国社会福祉協議会		正規職員の退職に備えるため			38,701,560
退職給付引当資産		神奈川県福利協会					8,668,500
福祉基金積立資産		厚木市農業協同組合清川支所		社会福祉、地域福祉推進を目的とする事業等への活用			1,804,085
定期預金(No.42163509)							943,008
定期預金(No.46365608)							330,000
定期預金(No.57033817)							176,077
定期預金(No.53612016)							355,000
ボランティア活動振興基金積立資産		厚木市農業協同組合清川支所		ボランティア活動の振興を目的とする事業への活用			4,082,679
定期預金(No.14494338)							1,000,000
定期預金(No.32656857)							3,082,679
退職積立資産		厚木市農業協同組合清川支所		正規職員の退職に備えるため			5,887,670
定期預金(No.53612049)							5,887,670
介護保険積立資産		厚木市農業協同組合清川支所		介護保険事業所の運営に活用			2,424,719
定期預金(No.42167772)							224,719
定期預金(No.50133761)							700,000
定期預金(No.50133857)							500,000
定期預金(No.50133879)							500,000
定期預金(No.50133880)							500,000
		その他の固定資産合計					61,823,055
		固定資産合計					62,823,055
		資産合計					74,813,440
II 負債の部							
1 流動負債							
事業未払金		光熱水費などの未払金					7,508,028
預り金							0
職員預り金							682,104
社会保険料預り金		社会保険料本人負担分					682,104
		流動負債合計					8,190,132
2 固定負債							
退職給付引当金							47,370,060
全社協退職給付引当金		正規職員4名					38,701,560
福利協会退職給付引当金		正規職員4名					8,668,500
		固定負債合計					47,370,060
		負債合計					55,560,192
		差引純資産					19,253,248

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得年度」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてはのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輜運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輜番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。